

# 本 編



## 第1章 総則

---

### 第1節 計画の目的

---

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき岩泉町防災会議が作成する計画であり、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定める。

また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

さらに、この計画を実行するための実施計画や行動マニュアルを国や県の指針等に基づいて作成し、相互に整合を図る。

### 第2節 町民の責務

---

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する県民の責務その他法令又は県計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすとともに、各防災機関の実施する防災上の諸施策に対し協力する等自ら進んで防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援し、主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、町を挙げて防災に取り組むものとする。

### 第3節 県計画との関係

---

この計画は、岩泉町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法の規定に基づくこの計画は、県計画に矛盾し又は、抵触するものであってはならない。

### 第4節 災害時における個人情報の取扱い

---

町は、個人情報を被災者支援のための事務又は事業の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供に当たっては、岩泉町個人情報保護条例（平成18年条例第4号）の規定により、個人情報の適切な取扱いを確保する。

## 第5節 岩泉町防災会議

### 1 所掌業務

岩泉町防災会議の所掌業務は、次のとおりである。

- (1) 岩泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

### 2 組織

岩泉町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職名	区分	防災機関名
会長		岩泉町長
委員	指定地方行政機関	三陸北部森林管理署長
委員	指定地方行政機関	東北農政局岩手県拠点総括農政推進官
委員	指定地方行政機関	盛岡地方気象台長
委員	岩手県知事部局内の職員	宮古地域振興センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	宮古保健福祉環境センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉林務出張所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉土木センター所長
委員	岩手県知事部局内の職員	岩泉普及サブセンター所長
委員	岩手県警察官	岩泉警察署長
委員	町の職員	岩泉町副町長
委員	町の職員	岩泉町危機管理監
委員	町の職員	岩泉町総務課長
委員	町の職員	岩泉町政策推進課長
委員	町の職員	岩泉町税務出納課長
委員	町の職員	岩泉町町民課長
委員	町の職員	岩泉町保健福祉課長
委員	町の職員	岩泉町経済観光交流課長
委員	町の職員	岩泉町農林水産課長
委員	町の職員	岩泉町地域整備課長
委員	町の職員	岩泉町上下水道課長
委員	町の職員	岩泉町復興課長
委員	町の職員	岩泉町議会事務局長
委員	町の職員	岩泉町教育委員会教育次長
委員	教育長	岩泉町教育委員会教育長
委員	消防署長	宮古地区広域行政組合岩泉消防署長
委員	消防団長	岩泉町消防団長

職名	区分	防災機関名
委員	指定公共機関	東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長
委員	指定公共機関	J Rバス東北株式会社盛岡支店長
委員	指定公共機関	東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター所長
委員	指定公共機関	岩泉郵便局長
委員	指定地方公共機関	岩手県北自動車株式会社宮古営業所長
委員	指定地方公共機関	岩泉自動車運輸株式会社取締役社長
委員	指定地方公共機関	岩手県済生会岩泉病院長
委員	指定地方公共機関	三陸鉄道株式会社取締役事業本部長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	小川地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	大川地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	小本地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	安家地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	有芸地区自主防災協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉町婦人消防連絡協議会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉町防災士連絡協議会女性部会長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	岩泉女性連絡会議おじゃんこの会事務局長
委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	食生活改善グループいわいずみ会長

### 3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

第6節 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定(地方)公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)は、おおむね次の事務及び業務を処理する。

なお、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じてお互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 町及び広域行政組合

町は、町の地域並びに町民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づき、これを実施する。

機関名	業務の大綱
町	(1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置・運営に関する事。                     (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。                     (3) 防災訓練の実施に関する事。                     (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。                     (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。                     (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。                     (7) 災害応急対策の実施に関する事。                     (8) 町の管理に属する被災施設の復旧、地域の復興に関する事。                     (9) その他防災に必要な事務に関する事。
宮古地区広域行政組合 (岩泉消防署)	(1) 消防業務に関する事。                     (2) 救急及び救助業務に関する事。                     (3) 災害予防対策の実施協力に関する事。                     (4) 災害応急対策の実施協力に関する事。

2 県

市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

機関名	業務の大綱
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。                     (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。                     (3) 防災訓練の実施に関する事。                     (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。                     (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。                     (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。                     (7) 災害応急対策の実施に関する事。                     (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。

	(9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 町及び他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
--	---

### 3 指定地方行政機関

地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

機関名	業務の大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定会の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 災害資金の融通に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 (2) 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。

第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	(1) 気象予報・警報等の船舶への周知に関する事 (2) 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関する事 (3) 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関する事 (4) 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関する事
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関する事 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関する事 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関する事 (4) Lアラート(災害情報共有システム)の普及・促進に関する事 (5) 非常通信協議会の指導育成に関する事
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関する事 (2) 被災労働者の救済に関する事 (3) 被災労働者の就労斡旋に関する事 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関する事
東北地方整備局 〔三陸国道事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事 (2) 水防活動の指導に関する事 (3) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する事 (4) 直轄公共土木施設の復旧に関する事 (5) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関する事 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事 (7) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事 (8) 災害対策支援に係る調整に関する事
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関する事 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関する事 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関する事 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関する事
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事
東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事 (2) 復旧測量等の実施に関する事

#### 4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯地 部隊・機関	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関する こと。

#### 5 指定公共機関

その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 NTTコミュニケーションズ(株)、 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、 ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店、北東 北福山通運(株)盛岡支店、佐 川急便(株)岩手支店、ヤマト 運輸(株)盛岡支店、岩手西濃 運輸(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株)岩手 支社 〔宮古電力センター〕	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 〔岩泉郵便局〕	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護 対策に関すること。

#### 6 指定地方公共機関

その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。

三陸鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
(社福)岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社)岩手県建設業協会 〔岩泉支部〕	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機関名	業務の大綱
地区自主防災協議会	(1) 平常時における防災・減災意識の醸成 (2) 災害時における共助活動の実施及び公助との協働
小本川土地改良区	水門、水路、溜池等の施設の整備及びその防災管理に関すること。
(一社)宮古医師会	医療関係機関との連絡調整並びに医療防疫対策の協力に関すること。
農業協同組合〔JA新岩手岩泉支所〕、漁業協同組合〔小本浜漁業協同組合、小本河川漁業協同組合、安家川漁業協同組合、小本川漁業協同組合〕及び森林組合〔岩泉町森林組合〕	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 (2) 農林水産関係の町が実施する被害調査、応急対策に対する協力 (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋 (4) 被災農林漁家に対する肥料、飼料、その他の資材の確保・斡旋
岩泉商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力 (3) 被災時における金融対策
一般診療所 医院	(1) 受入れ患者に対する災害時の避難体制の確保 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護
一般運送業者	災害時における緊急輸送
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置
岩泉町婦人消防連絡協議会	災害時における奉仕活動、協力

食生活改善グループいわい ずみ会	災害時における奉仕活動、協力
アマチュア無線クラブ	災害時における情報の提供協力
岩泉町防災士連絡協議会	災害時における奉仕活動、協力

## 第7節 郷土の概況

### 1 位置

岩泉町は、県の東北部に位置し、東方は太平洋に臨むとともに、西方は、盛岡市に接している。南方は宮古市に接し、また北方は久慈市に接するなど、3市1町3村に隣接している。

岩泉町の極範囲	極東	岩泉町小本茂師	東経 141° 57' 06"
	極西	岩泉町釜津田阿部館山	東経 141° 19' 03"
	極南	岩泉町釜津田高森	北緯 39° 40'
	極北	岩泉町安家遠別山	北緯 40° 24'

### 2 面積

本町は、東西 51 km、南北 41 km で、面積は 992.36k m<sup>2</sup> である。（国土地理院「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」）

#### (1) 地目別面積

(平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：税務出納課)

区分	田	畑	山林	原野	牧場	雑種地
面積 k m <sup>2</sup>	4.52	16.34	781.63	33.19	6.43	2.74
構成比 %	0.5	1.6	78.8	3.3	0.6	0.3

  

区分	宅地	その他	小計	池沼	計
面積 k m <sup>2</sup>	3.08	144.42	992.35	0.01	992.36
構成比 %	0.3	14.6	100.0	0.00	100.0

#### (2) 標高別面積

区分	50m 未満	50m 以上 200m 未満	200m 以上 400m 未満	400m 以上 600m 未満	600m 以上 800m 未満	600m 以上 1,000m 未満	1,000m 以上	計
面積 k m <sup>2</sup>	28.37	84.41	140.10	236.08	264.75	223.57	15.08	992.36
構成比 %	2.86	8.51	14.12	23.80	26.66	22.53	1.52	100.00

### 3 人口

総人口は8,870人で、岩泉地区が約半数を占め、小川地区と合わせると全体の約7割を占める。また、高齢者の割合は4割を超えている。

(令和 2 年 12 月 31 日現在 資料：町民課)

地 区		岩泉	小川	大川	小本	安家	有芸	合計
世帯数		2,067	966	311	677	259	100	4,380
男女別人口	男性	2,012	927	325	747	256	86	4,353
	女性	2,140	962	295	788	236	96	4,517
	合計	4,152	1,889	620	1,535	492	182	8,870
年齢階層別人口	0 ~ 14 歳	405	136	30	134	11	16	732
	15 ~ 64 歳	2,060	823	262	818	183	74	4,220
	65 歳以上	1,687	930	328	583	298	92	3,918
	65 歳以上割合 (%)	40.6	49.2	52.9	38.0	60.6	50.5	44.2

#### 4 地勢・地質・気象・気候

##### (1) 地勢・地質

ア 岩泉町は、四囲を標高 1,000m～1,300m の高地に囲まれ、地形は極めて険阻である。耕地は少なく、林野率は高い。河川は、小川の国境及び大川の釜津田より源を発して太平洋に注ぐ流路延長 96 kmの小本川、安家森に源を発する安家川及び峠ノ神山に源を発する摂待川の3川があり、この流域に沿って帯状の耕地を有し集落を形成している。

イ 地質は、中・古生層が約 82%を占め、これに花こう岩が接し、また、安家地区より南に走る石灰岩は、岩泉地区に延びて鍾乳洞群を形成しているほか、第三紀層、閃緑岩及び石英斑岩類等を挟んでいる。土壌は、一般に中性を示している。

##### (ア) 町内の主な山 (資料：岩泉町統計書 第9号 平成25年度版)

山名	位置	標高(m)	山名	位置	標高(m)
亀ヶ森	宮古市境	1,112	上明神山	盛岡市境	1,118
峠ノ神山	宮古市境	1,230	三巢子岳	岩手郡葛巻町境	1,182
堺ノ神岳	宮古市境	1,319	安家森	安家川上流	1,239
上松森	宮古市境	1,249	蓮森	久慈市境	1,175
害鷹森	宮古市境	1,304	遠島山	久慈市境	1,263
サクドガ森	宮古市境	1,361	天神森	久慈市境	1,207
青松葉山	宮古市境	1,366	穴目ヶ岳	小本川小川上流	1,168
阿部館山	盛岡市境	1,218	黒森山	小本川及び安家川境	1,107
御大堂山	盛岡市境	1,196	一杯森	小本川大川上流	1,186
七兵衛頭	盛岡市境	1,162	高倉山	小本川大川上流	1,141
大森山	盛岡市境	1,005			

##### (イ) 町内の川 (二級河川)

水系	河川名	延長 Km	指定区間		指 定 年月日
			上流端	下流端	
小本川	小本川	48.7	岩泉町門字三田貝川合流点	河口まで	昭和12年2月1日
小本川	大川	45.6	岩泉町釜津田字櫃取	小本川合流点	昭和35年4月1日
安家川	安家川	27.9	岩泉町安家字松ヶ沢合流点	野田村堺	昭和12年2月1日
小本川	清水川	5.7	左岸…岩泉町岩泉字小屋敷 右岸…岩泉町岩泉字神成	小本川合流点	昭和12年2月1日
小本川	長内川	2.9	左岸…岩泉町中島字長内55番地 右岸…岩泉町中島字中島118番地2	河口まで	平成4年4月3日

##### (ウ) 町内の地質構成

地質別 面積	古生層	中生層	第三紀層	第四紀層	花崗岩類	計
面積 k m <sup>2</sup>	810.51	4.36	16.07	26.00	135.98	992.92
地質別比率 %	81.63	0.44	1.62	2.62	13.69	100.00

(2) 気象・気候

町の西側は山岳地帯で、高燥寒冷な高原型の気候である。また、町の中心部は盆地型で酷暑となる場合があり、東側の沿岸地帯は海洋性で比較的温暖であるが、やませの影響を受けることがある。

岩泉における過去の最大降水量は、1時間で70.5mm（平成28年台風第10号で観測）、1日で194.5mmである。また、最大風速は16.8m/s、最大積雪は97cmである。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）に際しては、小本で93.5mmの1時間降水量を記録した。

〔気象の極値〕（資料：気象庁ホームページ）

【アメダス岩泉】

要素	極 値	起観測日	統計期間
日最高気温	38.5℃	1994年8月12日	1976/11～2021/3
日最低気温	-17.1℃	1984年2月7日	1976/11～2021/3
日最大風速	西南西 16.8m/s	2012年4月4日	1976/11～2021/3
日最大1時間降水量	70.5mm	2016年8月30日	1976/4～2021/3
日降水量	199mm	2007年9月7日	1976/4～2021/3
月最深積雪	97cm	2003年3月8日	1991/11～2021/2

【アメダス小本】参考

要素	極 値	起観測日	統計期間
日最大1時間降水量	93.5mm	2019年10月13日	1977/10～2021/3
日降水量	272mm	2000年7月8日	1977/10～2021/3

## 第8節 本町における災害

---

### 1 過去の主な災害

本町の過去の自然災害等の発生は、台風によるものが最も多く、次いで気象条件（異常気象）による災害が多い。

平成28年8月の台風第10号は本町に1時間雨量70.5mm、24時間雨量194.5mm（平年の8月の雨量を超過）、最大瞬間風速25.7m/sの暴風雨をもたらし、町内各地で土砂災害が発生したほか小本川や安家川などで大規模な氾濫が発生した。この災害により主要な交通軸が遮断され、33地区428世帯873人が孤立状態となったほか、死者が24人（関連死を含む）、建物被害が約1,900棟、被害総額は約420億円に上った。

また、令和元年10月の東日本台風（台風第19号）により、小本で1時間雨量93.5mmを観測し、建物の浸水76棟を始め、総額4.3億円に達する被害を受けた。

その他、明治29年以降の本町内の主な災害記録は、【資料編】資料4「岩泉町における主な災害記録」のとおりである。

### 2 今後予想される災害

本町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

- (1) 大雨等による洪水災害
- (2) 局地的短時間豪雨による災害
- (3) 山地等崩壊災害
- (4) 台風等による暴風災害
- (5) 地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害
- (6) 津波災害及び高潮、波浪による災害
- (7) 豪雪災害
- (8) 市街地や林野における大火災
- (9) 危険物の爆発による災害
- (10) その他の特殊災害

また、東日本大震災の被害の概要は、【資料編】資料31「東日本大震災の状況及び対応について」のとおりである。

## 第9節 防災対策の推進方向

---

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは、町の基本的責務であり関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

したがって、町は次の点に重点をおいて防災対策の推進を図るものとする。

- 1 防災知識の普及と防災意識の啓発
- 2 自主防災組織の育成及び活性化
- 3 防災訓練の実施
- 4 治山治水事業の実施
- 5 防災施設の整備

これらの実施にあたっては、本計画に基づくほか、岩泉町未来づくりプラン、岩泉町過疎地域自立促進計画、岩泉町国土強靱化地域計画及び岩泉町災害復興まちづくり計画等によるものとする。